労働者派遣法にもとづくマージン等率の情報公開

株式会社ピコ・ナレッジ
2026年10月現在

平成24年10月1日の改正労働者派遣法の施行により、派遣元事業主は毎年事業年度終了後、労働者派遣を行う事業所ごとの派遣労働者の数、派遣先の数、派遣先との契約料金の平均額、派遣労働者賃金の平均額、マージン率、教育訓練に関する事項等に関する公開が義務化されました。
(法第23条第5項)

※マージン率とは？

$$\text{マージン率} = \frac{\text{(派遣料金の平均額)} - \text{(派遣労働者賃金の平均額)}}{\text{(派遣料金の平均額)}}$$

1. 各事業所ごとの公開情報

名古屋本社

派遣労働者数	派遣先事業者数	派遣先契約料金の平均額(①)	派遣労働者賃金の平均額(②)	マージン率((①－②)÷①)
70	24	30,776円	19,047円	38.1%

東京支社

派遣労働者数	派遣先事業者数	派遣先契約料金の平均額(①)	派遣労働者賃金の平均額(②)	マージン率((①－②)÷①)
21	11	26,832円	18,658円	30.5%

大阪支社

派遣労働者数	派遣先事業者数	派遣先契約料金の平均額(①)	派遣労働者賃金の平均額(②)	マージン率((①－②)÷①)
9	6	32,076円	22,123円	31.0%

2. マージン率に含まれる費用について

- 社会保険料の会社負担分(健康保険、厚生年金保険、介護保険、雇用保険、労災保険等)
- 有給休暇費用(※派遣先に請求できません)
- 教育訓練費用(※派遣先に請求できません)
- 派遣業務外の派遣労働者に係る稼働時間(個別面談等)分の賃金(※派遣先に請求できません)
- 健康診断費用補助
- 営業／管理／採用活動等の事業運営に係る人件費
- その他一般管理費(オフィス費用、宣伝広告費、通信費ほか)
- 営業利益

3. キャリアコンサルティングの相談窓口

名古屋本社　TEL:052-589-0122　　東京支社　TEL:03-3513-5797
大阪支社　TEL:06-6267-1310

4. 教育訓練に関する事項

- 労働安全衛生教育
- 情報セキュリティ、個人情報保護教育
- ビジネス教育(※外部研修)
- 個別技術教育、資格教育(※外部研修、社内非常勤講師による希望者教育)

5. 労使協定に関する事項

- 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別　締結している
- 当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲　全ての派遣労働者
- 当該労使協定の有効期間　2026年4月1日　～　2027年3月31日